

福津市訪問型サービスB団体登録補助金の申請について

①申請者は、**団体登録申請書**（様式第1号）、**実施計画書**、**団体の構成員名簿**、**団体の会則**、**活動内容がわかるもの（チラシ等）**を市へ提出



②市は、**団体登録（決定・却下）通知書**（様式第2号）を申請者へ送付



③団体登録決定を受けた申請者は、**補助金交付申請書**（様式第3号）、**収支予定明細書**を市へ提出



④市は、**補助金交付決定通知書**（様式第4号）、**補助金交付請求書**（様式第5号）を申請者へ送付

※内容を審査し、**適当と認められたものについて、交付すべき補助金の概算額を決定します。**



⑤申請者は、**補助金交付請求書**（様式第5号）を市へ提出

※**団体用の通帳をご準備しておいてください。**



⑥補助金の交付



⑦申請者は、その月毎の**月次報告書**（様式第6号）と**申込書**を翌月10日までに市へ提出
※申込書は利用者1名につき、毎年度の初回利用時のみ必要になります。2回目以降は申込書不要です。



⑧申請者は、当該年度の活動完了の日又は3月31日のいずれか早い日から14日以内に**実績報告書**（様式第7号）、**利用者報告書**、**収支明細書**を市へ提出



⑨市は、**補助金確定通知書**（様式第8号）を申請者へ送付

※補助金確定に伴い、返還が生じた場合は**補助金返還通知書**（様式第9号）を申請者へ送付

※内容を審査し、**適当と認められたものについて、交付すべき補助金の額を確定します。**



⑩返還が生じた場合、申請者は、すみやかに補助金を市に返還

※団体登録決定後であっても、偽りや不正な手段によって登録を受けた場合や、その他補助することが適当でないと思われる活動であった場合は、決定を取り消すことがあります。また、補助金の交付後であっても、同様に補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認められる場合は、補助金の返還を求める場合があります。

<問い合わせ先>

福津市役所 高齢者サービス課 高齢者福祉係

TEL：43-8298